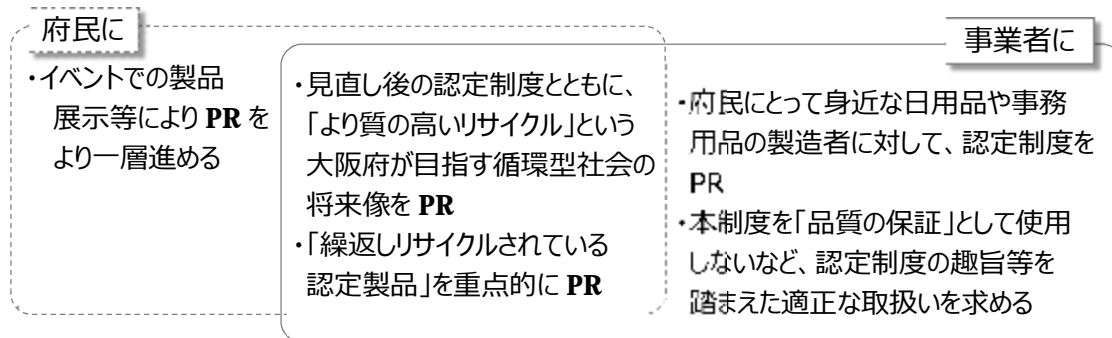


2 その他

1 普及・PRについて

(1) 今後の方針について

- ・答申で得た方針に従い、普及・PRの取組みをさらに進める。



(2) 本年度実施した取組み

- ・本年度は、以下のとおり普及・PR取組みを実施した。
 - 〇南港エコフェスタでの製品展示(6月13日)
 - 〇池田泉州銀行における府内店舗でのリーフレット配布(6月)
 - 〇府民情報プラザにおけるリーフレット配布(6月)
 - 〇環境農林水産総合研究所における製品展示(常設)
 - 〇堺第7-3区管理事務所における製品展示(常設)
 - 〇製品募集時において「大阪府商工関連ニュース」「環境技術情報メール配信サービス」メールマガジン配信

(3) 今年度の今後の取組み

- ・改正した認定制度に関して、引続きチラシ作成・配布、府ホームページ掲載、イベント等によるPRをより一層推進する。
- ・認定制度のPRに併せて、今後の循環型社会の方向性である「質の高いリサイクル」について、大阪府が目指す将来像をPRする。

また、第2段階基準認定区分の創設の趣旨と該当製品を重点的に広報する。

- ➡ 制度改正の趣旨、及び、認定製品一覧を掲載したカタログを作成する。

- ・府民が認定製品を見かける機会を増やす。

- ➡ 府民が日常的に使用する製品の製造事業者へ重点的に認定制度の周知を行う。

- ・認定制度の趣旨については申請時等に説明を行っているところであるが、認定期間が3年間であるため、認定事業者の人事異動等により申請時と異なる者が担当者となった場合は、認定制度の趣旨が正しく引継がれないおそれがある。



認定制度の適正な取り扱いを求めため、認定事業者に対して年1回(実績報告の提出時)に制度趣旨の説明を実施する。

2 平成27年度第1回の認定申請の状況について

- ・平成27年6月17日～30日に実施した第1回認定申請については、以下のとおり。
 - 新規申請…2申請7製品
 - 再申請 …7申請14製品以上、計21製品
- ※9月上旬(予定)に実施する第2回リサイクル製品認定部会にて審査予定。